

市町への権限移譲について

住民に身近な行政は、出来る限り住民に身近な自治体で行っていくことを基本として、県と市町の協議により、県知事の法令等の権限の一部を市町が処理できるようにする制度（例：パスポートの申請、交付手続き）

1. 現状（これまでの取り組み）

○平成18年12月、「長崎県権限移譲推進方針」を策定

- ・市町村合併の進展を踏まえ、市町と県の役割分担をより一層明確にするとともに、合併後の市町の規模・能力の拡大に見合った権限移譲を推進することを目的とした「長崎県権限移譲推進方針（別紙）」（推進期間：平成19～23年度）を策定

（主なポイント）

(1) 移譲対象事務のメニュー化

移譲可能な事務を一覧表としてメニュー化し、提示
(合計145項目1,391事務)

(2) 事務のワンストップ化

申請の受理から許可、検査、指導監督までの一連の事務をまとめて1項目として移譲

(3) 市町の規模に応じた移譲の推進

移譲対象事務を市町の人口規模に応じて区分し、市町の規模に応じた移譲を推進

○移譲項目数

平成19年4月	13項目	118事務
平成20年4月	7項目	66事務
平成21年4月	6項目	71事務
平成22年4月	4項目	23事務

2. 課題

- 国の地域主権改革（法による権限移譲）の動向
- 市町により権限移譲への取り組み姿勢の違い
- 方針策定や移譲項目選定段階での市町の更なる参画

3. 今後の計画や方向性など

上記の課題を踏まえつつ、平成24年度以降の新たな権限移譲方針を策定予定

県から市町への権限移譲に係る市町の主な意見

※県議会（行財政改革特別委員会）における「権限移譲に関する市町からの意見聴取」の際、出席市町から出された主な意見（平成21年10月22日実施）

出席市町：長崎市、諫早市、大村市、長与町、新上五島町

1. 住民サービスの向上の視点

- ・権限の移譲を受けるにあたっては、主として、①市民サービスの向上に資する事務かどうか、②財源措置が適切かどうか、という視点で検討を行っている。
- ・住民サービス向上に直結するような事務については、市において一部財政負担が生じても引き受けるようにしている。
- ・事業者指導などの事務については、必ずしも住民サービスの向上に直結しない部分もあり、移譲を受けていない事務もある。

2. 市の行財政改革との関連

- ・市においても、現在行革（職員数削減等）を進めているところであり、体制的には厳しい面もある。
- ・しかしながら、住民サービス向上の観点から、県の支援等もいただきながら進めていきたい。

3. その他

- ・権限移譲にあたっては、適切な財源措置をお願いしたい。
- ・移譲項目の選定段階において市町との協議が必要
- ・移譲対象事務のメニューには、個別の市町においては、取扱件数が少なく、また、専門的な知識がいる事務もあり、住民サービス向上に、それほど寄与しないものも含まれている。（そのような事務は、県で行った方が効率的な部分もあると考える。）